

職務発明制度の在り方に関する追加意見書

2014年（平成26年）10月9日

日本弁護士連合会

現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（以下「本委員会」という。）において職務発明制度の在り方が鋭意検討されているところであり、また当連合会も、2014年（平成26年）5月7日付けで「職務発明制度の在り方に関する意見書」（以下「日弁連意見書」という。）を公表しているところである。本委員会における審議も既に8回を重ね、議論が終盤に差し掛かっている状況等を踏まえて、職務発明制度の在り方に関し、日弁連意見書に基づき、以下のとおり今後の審議に際し、留意されたい点を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 職務発明についての特許を受ける権利の帰属については、発明者主義と使用者主義（法人帰属）の両説があるが、いずれの見解に立脚する場合であっても、発明行為を行うのは自然人であるという点は議論の基底をなすものと考えらるべきである。
- 2 発明者主義と使用者主義（法人帰属）のいずれの見解に立つとしても、企業や組織・団体の活動内容や規模、実情に配慮した制度設計がなされるべきであり、特定の種別の企業や組織・団体、あるいは発明者個人に過大な負担や権利実現の著しい困難性をもたらすような制度であってはならず、職務発明をなすべき従業者等の発明創作に対するインセンティブを損なうことがないように留意すべきである。

第2 意見の理由

- 1 発明は、自然人の精神活動の成果として創出されるものであり、職務発明制度における特許を受ける権利の帰属の問題は、当該権利を従業員等に原始的に帰属させるのか、あるいは法制度的に法人等に付与するのかという議論として位置づけられるべきであり、発明の基点は、あくまでも事実としての自然人の精神活動にあるという点を踏まえて議論されるべきである。かかる観点から、発明を行った従業員等が使用者等に対し、対価・報償請求ができる措置が確保されるべきである。なお、その際の使用者等にとっての予測可能性を高めるための制度上の工夫は、日弁連意見書5頁に記載したとおりである。

2 職務発明制度における特許を受ける権利の帰属の問題は、法論理的に決定されるものではなく、法政策の問題であることに鑑みれば、企業と大学や研究機関とでは、その活動内容において事情の異なる部分もあろうし、企業のみに着目した場合であっても、その企業の主な業務内容や規模等の種々の要因で職務発明制度に対する向き合い方も異なることがあり得ようから、企業や組織・団体の活動内容や規模、実情に配慮した制度設計がなされるべきである。また、これまで、長年にわたり対価支払いを伴う発明者帰属という制度となっていた歴史、及び前記のとおり発明の基点が自然人（従業者等）にあることからすれば、法の支配の観点から見て、それらの者の権利・利益が不当に扱われることのないよう制度的に配慮されなければならない。

日弁連意見書2頁に記載したとおり、特に、職務発明をなすべき従業者等の発明創作に対するインセンティブを損なうことがないよう留意すべであり、この点を念頭に置いて制度設計を行うべきであると考え。

以上